

# カスタムポリシーアップデート

(税関の重要な政策と最新動向)

2017年3月



## 税関総署が後発途上国に対する特惠関税制度に基づく輸入貨物原産地管理を改善

税関総署は、2017年3月1日付けで「中華人民共和国税関による後発途上国に対する特惠関税制度に基づく輸入貨物の原産地管理弁法(税関総署令2017年第231号、以下「管理弁法」)」を公布し、中国と国交のある発途上国に対し、特惠関税制度に基づく輸入貨物の原産地認定基準を明確にした。同管理弁法は2017年4月1日から施行する。これにより、中国と国交のある発途上国の輸入貨物は、管理弁法に規定される原産地基準に合致する場合、同法公布日より税関に輸入申告手続きを行って特惠関税の適用を申請できる。また同月、税関総署は6日付けで「『中華人民共和国税関による後発途上国に対する特惠関税制度に基づく輸入貨物の原産地管理弁法』の適用に関する地域区分一覧表に係わる公告(税関総署公告2017年第11号)」を公布し、第231号署令第7条で言及されている「地域区分」リストを公表した。

「管理弁法」に関する概要及び分析は、KPMG中国が執筆した「チャイナタックスアラート」に記載されています。詳細はこのリンク(中国語版)をご参照ください。

[税関総署が後発途上国に対する特惠関税制度に基づく輸入貨物の原産地管理弁法を公布](#)

## 商務部、税関総署など13政府部门が共同して「サービス貿易の発展に関する第13次5か年計画」を公布

商務部、税関総署など13政府部门は共同して2017年3月2日付けで「『サービス貿易の発展に関する第13次5か年計画』の印刷・配布に関する通知(商服貿發[2017]76号)」を公布した。同通知によると、サービス貿易に関する財税収政策及び円滑化措置の貫徹及び継続的に改善を行い、税収優遇措置に関連したサービス輸出を奨励し、サービス貿易のために万全な通関制度及び税関監督管理制度を構築することが提起された。

## 税関とオーストラリア税関がAEO相互承認に関する行動計画に合意

税関総署とオーストラリア税関は、2017年3月7日付けで「中華人民共和国税関総署・オーストラリア移民及び国境警備省間の『認定事業者』の相互承認に関する行動計画」に合意し、中国・オーストラリア間のAEO相互承認の推進を図る。中国税関とオーストラリア税関は2017年度末にAEO相互承認に関する交渉協議を済ませ、時期を図って「中国税関・オーストラリア税関同士のAEO相互承認取決め」を締結する見込みである。

## 税関総署が税収監督管理方式改革試行範囲を一層拡大

税関総署は、2017年3月17日付けで「税収監督管理方式改革試行範囲のさらなる拡大に関する公告(税関総署公告2017年第12号)」を公布した。これにより、税収監督管理方式改革試行範囲を国内税関において、海上輸送、陸上輸送、航空輸送に関する輸入申告ペーパレス化に基づき「中国人民共和国輸出入税則」第72~85章及び第90章に定める品目まで拡大させる。また、フォーミュラ方式、特殊関税制度(アンチダンピング関税措置、相殺関税措置、セーフガード措置の実施を含む)の対象品目及び特恵貿易協定(PTA)に係る原産地証明書及び原産地申告の電子情報交換非対応の品目が試行対象から外された。同公告は2017年4月1日から施行する。

## 税関総署が「中華人民共和国税関の輸出入貨物通関申告書の記載作成規範」を改正

税関総署は、2017年3月17日付けで「『中華人民共和国税関の輸出入貨物の通関申告書の記載作成規範』の改正に関する公告(税関総署公告2017年第13号)」を公布し、輸出入貨物の荷主(荷送人又は荷受人)の申告を規範化し輸出入通関申告書の記載要件の統一化を図る。改正後の「中華人民共和国税関の輸出入貨物の通関申告書の記載作成規範」は2017年3月

29日から施行され、従来の「『中華人民共和国税関の輸出入貨物の通関申告書の記載作成規範』の改正に関する公告(税関総署 2016年第20号公告)」は同時に廃止する。

## 税関総署が「『中西部地区外商投資優位産業目録(2017年改訂)』の執行に関する公告」を公布

税関総署は、2017年3月17日付けで「『中西部地区外商投資優位産業目録(2017年改訂)』の執行に関する公告(税関総署公告 2017年第14号)」を公布し、「中西部地区外商投資優位産業目録(2017年改訂)(国家発展改革委員会、商務部令第33号)」に従って税関の取組み事項を定めた。また、同公告は、外商投資プロジェクトの投資総額の範囲内で輸入する自社用設備を免税するなど、新「中西部地区外商投資優位産業目録」の政策が一層明確になった。なお、税減免政策の一貫性を保つため、2013年版及び2017年版「中西部地区外商投資優位産業目録」の移行を詳細に規定した。

## 中国税関とニュージーランド税関が AEO 相互承認取決めに合意

中国税関とニュージーランド税関は、2017年3月27日付けで「中華人民共和国税関総署とニュージーランド税関間の中華人民共和国税関企業管理制度及びニュージーランド税関の輸出貨物のセキュリティ確保のための輸出スキームとの相互承認取決め」に合意し、中国・ニュージーランド間貿易の円滑化を図る。これは大洋州地域において初めての AEO 相互承認協定となる。現在、両国は中国・ニュージーランド間 AEO 相互承認の正式な実行日について積極協議を行っている。

## 各地域の税関政策の最新動向

### 広州税関の市場仕入貿易に対する監督管理方式の実施に関する公告

広州税関は、市場仕入貿易管理を規範化するため「市場仕入貿易方式の試行範囲拡大に関する税関総署の公告(税関総署公告 2016年第63号)」の関連規定に従い、市場仕入貿易方式(認定された卸売り 市場で業者が商品を仕入れて市場から直接輸出する貿易方式)に対する監督管理について、2017年3月6日から「市場仕入」監督管理方式を実施し、監督管理方式コード「1039」を採用する。

## Contact us お問合せ先

### Northern China 華北地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子  
Partner パートナー  
Email: [naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(10\) 8508 7054](tel:+86(10)85087054)

### Central and Eastern China 華中・華東地域

Jie Xu 徐潔  
Partner パートナー  
Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

### Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚  
Partner パートナー  
Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)  
Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)

## [kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 KPMG, a Hong Kong partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. © 2017 KPMG Advisory (China) Limited, a wholly foreign owned enterprise in China and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.